

令和 元年 7月 1日



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 3,800 万人、うち沖縄支部では約 57 万人が加入しています。

**協会けんぽ沖縄支部のジェネリック医薬品
使用割合は全国1位を堅持するも、伸びは最下位**
～ さらなる使用促進のため、ジェネリック医薬品希望シールをご活用ください ～

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。平成 29 年 6 月の閣議決定において「2020 年 9 月までにジェネリック医薬品の使用割合を 80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。協会けんぽとしても、医療費適正化により現在の医療保険制度の維持に繋がること、さらには加入者のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、ジェネリック医薬品普及促進の取り組みを積極的に進めています。

協会けんぽ沖縄支部のジェネリック医薬品使用割合(平成 31 年 2 月調剤分)は 87. 6%(全国平均 78. 9%)と全国 1 位を維持しておりますが、前年同月と比較した伸びは 3. 3%(全国平均 4. 2%)と全国最下位であり、他県の支部との差は年々縮まってきている状況です(別紙 1、2 参照)。

また、ジェネリック医薬品使用割合は平成 30 年度から実施されているインセンティブ制度の評価指標の 1 つとなっています。インセンティブ制度とは、医療費抑制に向けて 5 つの評価指標(特定健診受診率、特定保健指導の実施率、重症化予防の取り組み、ジェネリック使用割合等)の支部の成績によって支部をランキング化し、上位過半数の支部については得点に応じて段階的に保険料率を減算する仕組みです。ジェネリック医薬品使用割合と使用割合の対前年度上昇幅が評価指標となっています。

ジェネリック医薬品使用促進の取り組みとして、協会けんぽでは、現在使っている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額を加入者に通知する「ジェネリック医薬品の軽減額通知サービス」や各医療機関及び調剤薬局のジェネリック医薬品使用割合を県平均と比較できる「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を各医療機関及び調剤薬局へ送付するなど様々な取り組みを行っています。

それらの取り組みの 1 つが「ジェネリック医薬品希望シール」(別添参照)の活用です。「医師・薬剤師の皆様へジェネリック医薬品を希望します。」というシールを保険証やお薬手帳に貼って使用するもので、貼るだけで医師や薬剤師に希望を伝えることができるため、気軽に活用できるものとなっております。

保険証を発送する際に「ジェネリック医薬品希望シール」を同封しておりますが、お持ちでない方はご連絡いただければすぐにお送りいたしますので、協会けんぽ沖縄支部企画総務グループまでお気軽にご連絡ください(TEL: 098-951-2246)。

【添付資料】

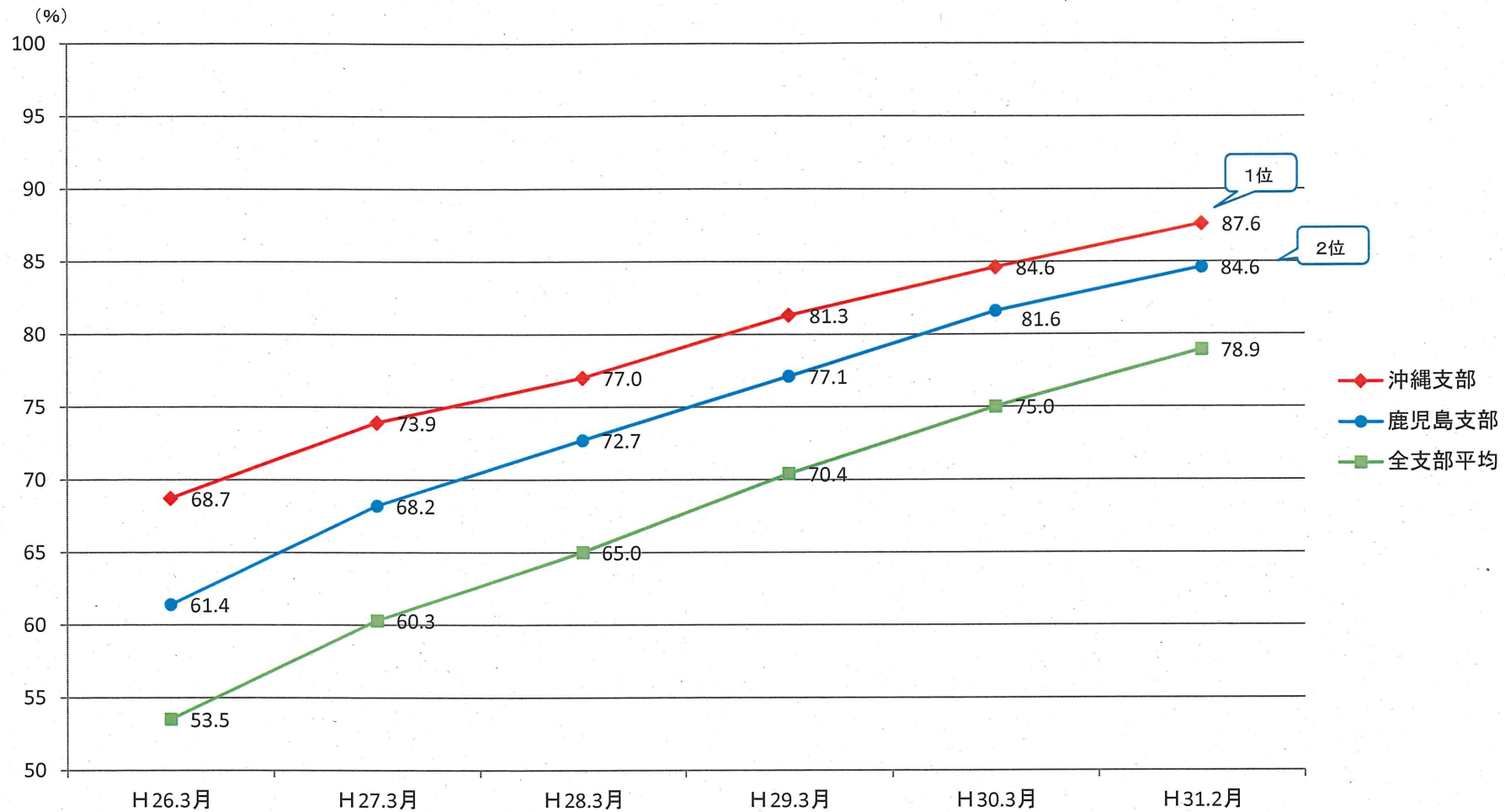
- ・別紙 1「協会けんぽ ジェネリック医薬品使用割合の推移」
- ・別紙 2「協会けんぽ ジェネリック医薬品使用割合の伸びの推移」
- ・別紙 3「皆さまの取組で健康保険料率が変わる！」
- ・別添「ジェネリック医薬品希望シール」

【お問い合わせ先】

〒900-8512 那覇市旭町 114-4 おきでんビル 8 階
全国健康保険協会沖縄支部 担当: 企画総務グループ 宮里
TEL: 098-951-2246 FAX: 098-951-2295

協会けんぽ ジェネリック医薬品使用割合の推移

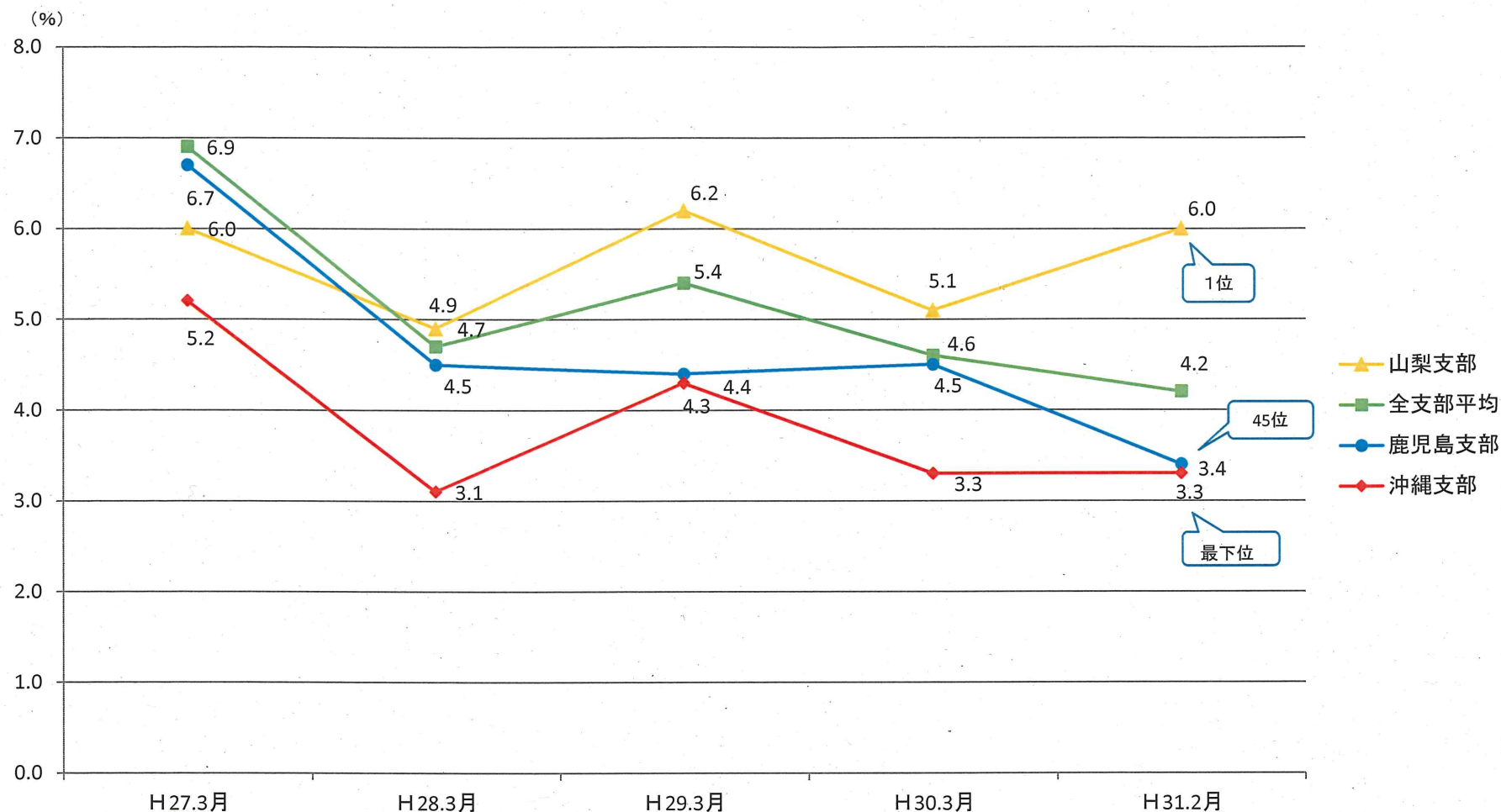
別紙1



ジェネリック医薬品使用割合が2番目に高い鹿児島支部と比較すると、平成26年3月に7.3%あった差が、平成31年2月には3.0%差まで縮まっている。全支部平均(協会けんぽ)と比較すると、平成26年3月に15.2%あった差が、平成31年2月には8.7%差まで縮まっている。

協会けんぽ ジェネリック医薬品使用割合 の伸びの推移(前年同月との差)

別紙2



直近のデータである平成31年2月分のジェネリック医薬品使用割合を前年同月と比較すると、沖縄支部の伸びは3.3%で協会けんぽ全支部の中で最下位である。1位の山梨支部は6.0%の伸びであり、沖縄支部との差が1年で2.7%縮まったことになる。ジェネリック医薬品使用割合2位の鹿児島支部を見ると、全国平均を下回る伸びで推移しており、使用割合が高くなると伸びにくくなることがわかる。

皆さまの取組で 健康保険料率が変わる！

～ 平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」がスタート！ ～

この制度は、協会けんぽの支部（都道府県）ごとの加入者および事業主の皆さまの健康づくりに関する取組を評価し、その結果、上位過半数に該当した支部にランキングに応じ付与されるインセンティブ（報奨金）を2年後の健康保険料率に反映させるものです。

何を評価されるの？	どうすればいいの？
5つの評価指標	皆さまにお願いしたいこと
① 特定健診等の受診率 	加入者 - 毎年、協会けんぽの健診の受診をお願いします。 ○お勤めの方 → 生活習慣病予防健診 ○ご家族の方 → 特定健診 事業主 - 事業者健診を実施の事業所様は、健診結果データの協会けんぽへの提供をお願いします。 (40歳以上の協会けんぽ加入者が対象です。)
② 特定保健指導※の実施率  ※健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導	該当者 - 健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合、特定保健指導をご利用ください。 事業主 - 事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。(協会けんぽの保健師等が事業所訪問し実施します。)
③ 特定保健指導対象者の減少率 	該当者 - 特定保健指導を受けた方は、最後まで中断することなく取り組んでいただくようお願いします。 - 特定保健指導の対象とならないよう、日頃からの健康づくりを心がけましょう。
④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者※の受診率  ※健診結果で要治療(要再検査)の判定を受けた方	該当者 - 健診の結果、「血圧、血糖値が要治療(再検査含む)」の場合は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関への受診をお願いします。 事業主 - 従業員の健診結果を把握し、「要治療者」への受診勧奨をお願いします。
⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合 	加入者 医療機関や薬局でお薬を処方されたら、「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にご選択ください。

皆さまお一人おひとりの健康づくりに関する取組の実績が健康保険料率に反映されます。協会けんぽも皆さまの取組を全力でサポートします。ご自身の健康のため、保険料率を引き下げるため、共に取り組んでいきましょう。



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒900-8512 那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル8階

電話 098-951-2246 (企画総務グループ)

協会けんぽ 沖縄

検索

そもそも、報奨金はどう決まる？

- 制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%（※）を上乗せ
（※）0.01%については、今後3年間で段階的に上乗せします。
⇒ 平成30年度の実績は、平成32年度保険料率に反映：0.004%
- 特定健診の受診率など、5つの評価指標に基づき支部ごとの実績を評価
- 上位過半数に該当した支部に実績に応じた報奨金を付与 ⇒ 保険料率の引き下げ
支部ごとの実績ランキングが上位過半数で、上位になるほど、保険料率の引き下げが大きくなります。

▶ 沖縄支部の各評価指標のシミュレーション結果は？

平成30年度（4月～9月）のデータを用いたシミュレーション

評価指標	①特定健診受診率	②保健指導実施率	③保健指導対象者の減少率	④受診勧奨対象者の受診率	⑤後発医薬品使用割合	総合
順位	37位	25位	34位	10位	1位	8位

▶ 保険料率はどれだけ下がる？

沖縄支部の実績ランキングが8位で上位過半数に該当したため、約1億円の財源（※1）を負担しますが、約5億円の報奨金を受けることができ、保険料率が0.048%（※2）引き下げになるという好結果がでました。

（※1）平成29年度沖縄支部の総報酬額約1兆円、財源分の保険料率0.01%で試算
（全支部総報酬額約90兆円）

（※2）上位過半数に該当した支部の保険料率の引き下げ分0.003%～0.140%



■ さらに保険料率を引き下げるには？

～ 加入者の皆さまができること ～

指標①特定健診等の受診率（沖縄支部：全国37位）

⇒ 毎年、協会けんぽの健診を受けましょう。

指標③特定保健指導対象者の減少率（沖縄支部：全国34位）

⇒ 特定保健指導を受けた方は、最後まで中断することなく取り組んでいただくようお願いいたします。特定保健指導の対象とならないよう、日ごろからの健康づくりを心がけましょう。

▶ 保険料の負担はどれくらい変わる？

■ 沖縄支部の報酬総額 1 兆円（31年度見込み）、保険料率9.96%（※）の場合

（※）平成31年度の健康保険料率（9.95%）に0.01%加算

保険料総額： 1 兆円 × 9.96% = 996億円（保険料は労使折半前の金額）



■ インセンティブ制度による報奨金で、保険料率が0.048%引き下げられた場合

保険料総額： 1 兆円 × 9.912% = 991.2億円

996億円 - 991.2億円 = 4.8億円 年間 4.8億円の保険料低減

* 支部ごとの実績ランキングが1位になったら… ⇒ 保険料率が0.140%引き下げの場合

保険料総額： 1 兆円 × 9.82% = 982億円

996億円 - 982億円 = 14億円 年間 14億円の保険料低減

ジェネリック医薬品希望シール	
医師・薬剤師の皆様へ ジェネリック医薬品を 希望します。	医師・薬剤師の皆様へ ジェネリック医薬品を 希望します。
医師・薬剤師の皆様へ	
ジェネリック医薬品を 希望します。	
ジェネリック医薬品に関する ご説明をお願いします。	
 全国健康保険協会 協会けんぽ	
《注意事項》	
・ジェネリック医薬品は医師による処方せんが必要です。 ・すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。 ・使用できる病気(効能)が異なる場合や、在庫がない場合など切り替えることが出来ない場合があります。	

 このシールを健康保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。(詳細裏面)
ジェネリック医薬品を希望される方は、医師又は薬剤師にご相談ください。